４高福第2332号

令和４年10月４日

　各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（　公　印　省　略　）

「厳重警戒」での感染防止対策について（通知）

　本県では、８月５日から「ＢＡ.５対策強化宣言」を発出し、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。その結果、新規陽性者数及び病床使用率に改善の傾向が見られることなどから同宣言については、９月30日までとし、10月１日以降、別添のとおり「『厳重警戒』での感染防止対策」に移行いたしました。

　各高齢者施設等におかれては、引き続き、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、発熱した従業者の休暇取得等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底するとともに、オンライン化も含めた面会手法の工夫や、県（及び政令市・中核市）が実施する「施設等職員へのスクリーニング検査」の積極的な活用など、取組を充実し、介護サービスの継続に努めてください。

　なお、９月26日から、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出が見直されましたが、高齢者施設等は、ハイリスク施設であることから、従前どおり、保健所へ患者発生（施設等職員を含む）を報告していただく必要があります。また、県高齢福祉課への報告も引き続き御対応いただきますようお願いいたします。

記

* 陽性者が発生した場合の対応方法等

　・「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」　URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/418237.pdf

・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」　URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/taisakumatome\_13635.html

・「高齢者施設等における感染対策の徹底について」

URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428128.pdf

・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL:https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdouga.html

・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL：https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/

* 県高齢福祉課への報告について
患者が発生した場合は、愛知県福祉局高齢福祉課へ報告してください。
「新型コロナウイルス感染者等の報告方法について 」
URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/388570.docx
報告様式：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/415436.docx
* 療養期間等の見直しについて

9月7日から、有症状患者の療養解除基準が発症日から原則7日に変更されていますが、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動を徹底してください。また、高齢者施設の入所者の療養解除基準は、従前のとおり（原則10日）です。

　・「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）　URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431658.pdf

　　　　　　　https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431659.pdf

* 面会等の留意点について

「高齢者施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」

URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/399347.pdf

* クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策

＜職員に対するスクリーニング検査＞

入所系施設、短期入所・通所系事業所（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対する定期的なＰＣＲ検査（無料）を実施しております。

（月ごとに、検査実施の有無や検査頻度を設定し、月の初日（平日）に当該方針をお知らせしております。）

　　　※委託先事業者（エクスコムグローバル株式会社）相談窓口

052-485-6351

　＜クラスター発生時の医師・看護師派遣＞

　　　福祉施設においてクラスターが発生した場合に、当該施設に医師・感染管理認定看護師等を派遣し、感染拡大防止、通常の運営体制等への早期復帰を支援します。

　　　※連絡先：管轄の保健所

＜衛生資材等の購入補助、配布＞

罹患者発生施設等に対し、県が保有する衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います（介護サービス確保対策事業費補助金）。

* 事業継続計画（ＢＣＰ）の点検・策定

※令和３年４月から、全サービスについてBCPの作成が義務づけられています。（令和６年３月まで努力義務）

・「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、様式等

　　URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/taisakumatome\_13635.html

・「介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修」

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00002.html

* 高齢者施設等における医療支援体制について

以下の点について、再度、点検等をしていただき、施設内において、必要な医療が提供できる体制を確保してください。

・施設において、必要な場合に医師や看護師による往診等の医療を確保できる体制となっていること。

・施設独自で協力医療機関が確保できない場合でも、愛知県医師会や保健所において、施設からの求めに応じて医師の派遣調整を行う仕組みを理解し、活用可能なこと。

※連絡先



・必要な医療が提供される体制を確保するに当たっては、治療薬の早期投与がポイントの一つとなることを踏まえ、協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録されているか確認しておくこと。

※「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル及びパキロビッド®パック）の活用方法について（改定）」(令和４年９月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等連名事務連絡)

URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/433571.pdf

* 退院患者の介護施設における適切な受入れについて

退院基準を満たし退院した者の介護施設での受入れにかかる留意点・報酬請求上の特例等については、下記の文書に示されていますので、内容を確認の上、適切に対応してください。

・「退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（令和４年６月７日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほ　　か連名事務連絡）

URL: https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf

* 高齢者施設における濃厚接触者の特定及び行動制限について

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施等について（通知）」

（令和4年8月2日付愛知県感染症対策局長通知）

URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428126.pdf

* 医療機関・保健所からの証明書等の取得について

医療機関・保健所の業務がひっ迫しているため、原則として、検査の結果を証明する書類等の発行を求めないこととしてください。

「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（依頼）」

URL: https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428942.pdf

* 高齢福祉課からの新型コロナ感染症関連のお知らせ

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html

担　当　施設グループ

電　話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　052-954-6289（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）